

# バックアップデータ遠隔地保管業務仕様書

## 1 委託業務名

バックアップデータ遠隔地保管業務

## 2 目的

当該業務は、地震、火災等の災害によるデータ喪失に事前に備えることを目的とする。

## 3 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

## 4 委託業務履行場所

堺市役所 高層館3階 戸籍住民課

受注者におけるバックアップデータの保管場所

(1) 保管場所：受注者の指定する場所

(2) 集配場所：堺市役所 高層館3階 戸籍住民課

## 5 委託業務内容

### (1) 委託業務概要

LTO等磁気データの保管及びそれに伴う定期集配(週次集配)を行う。

### (2) 集配タイミング及び予定ケース数、予定集配回数

#### ① 週次集配

毎週水曜日を基本として年間50回で実施(詳細は「別紙\_集配日表」のとおり)。

ケースは1ケース運用とし、集配場所にてLTO等磁気データを入れ替える。

週次データは、A・Bの2世代管理とし、集配したものを以下の通り保管すること。

週次データ (A・Bの2世代)		
奇数回の集配	週次Aを遠隔地へ保管	週次Bを集配場所へ返却
偶数回の集配	週次Bを遠隔地へ保管	週次Aを集配場所へ返却

#### ② 緊急集配 (災害等緊急時における保管データの堺市集配場所への配送)

LTO用ケース×1ケース 計1回

### (3) 予定数量

区分	項目	単位	予定数量	備考
定期集配 ・保管料	保管料 (LTO ケース)	ケース	12	保管・ケース使用料
	基本集配料	集配 (片道)	100	集配 (片道) 1回毎の基本料
	ケース毎集配料 (LTO ケース)	ケース	100	入出庫料を含む
緊急集配 (1回分)	緊急集配料	集配 (片道)	1	集配 (片道) 1回毎の基本料
	ケース毎集配料 (LTO ケース)	ケース	1	入出庫料を含む

#### (4) 集配日時

集配日は、「別紙\_集配日表」のとおり。なお、集配時は、集配日の午前の時間帯を基本とするが、詳細は本市及び受注者双方協議し、決定する。

#### (5) 集配条件

- ① 保管施設に準じた空調設備、防犯設備を備え、耐衝撃性を考慮した専用集配車両を使用すること。
- ② 集配の際には、集配担当者は身分を証明するものを携帯し、本市職員に速やかに提示できるようにしておくこと。
- ③ 本市の指定する集配場所と集配日時において確実に集配をおこなうこと。
- ④ 緊急時の集配については、24時間対応が可能であること。また、本市からの緊急集配依頼により、速やかな集配が可能であること。
- ⑤ 当該委託業務完了後のLTO返却は、本市と協議のうえおこなうこと。なお、返却にかかる費用について本市は負担しない。

#### (6) 保管施設の要件

- ① 本庁舎(堺市堺区南瓦町3番1号)と同一断層帯近辺になく、かつ40km以上離れた遠隔地で、本庁舎との同時被災を回避する立地であること。
- ② 通常の交通手段で4時間以内での集配が可能であること。
- ③ 国土交通省より、認定を受けている一類倉庫であること。
- ④ 耐震、制震又は免震の建物であること。
- ⑤ 施設への出入りを常時監視する体制、設備を有すること。また、保管区画の入退室に関し、機械的に管理する設備を有すること。
- ⑥ 磁気データを破損しない窒素ガス等による消火設備を有すること。
- ⑦ 災害等による停電時においても、空調や保管区画の入退室が確保されるよう、電源供給の二重化や無停電電源設備等の非常用電源設備を有すること。
- ⑧ 磁気データの長期保存に適した温度、湿度を保持できる設備を整えていること。
- ⑨ 火気要因、磁気発生要因を完全に排除すること。
- ⑩ 保管中のデータの機密性が完全であること。

## 6 セキュリティ要件

### (1) 秘密の保持

- ① 当該委託業務の契約の期間中若しくはこの契約が終了し、又は解除された後において、この契約にかかる業務上知り得た事項について、他に漏らさないこと。
- ② 個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること

### (2) 管理責任体制

- ① データ保護、機密保護等に関する規程の整備がなされていること。
- ② 業務に係る各部門における責任体制を明確にすること。
- ③ 事故等により業務に支障をきたした場合は、速やかに本市に報告するとともに、本市の指示を受けること。

### (3) セキュリティに係る認証の取得

ISO/IEC 27001 やプライバシーマーク (P マーク) などの認証を取得していること。

#### (4) 施設の検査・立会

業務の履行を確認するため、本市が必要と認める場合は、本市職員が当該業務の履行に関連する受注者の施設等を検査及び立会することについて協力すること。

#### (5) 法令遵守

この契約に基づく業務の履行にあたっては、堺市個人情報保護条例、堺市電子計算機管理運用規程及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱のほか、関係する法令等を遵守すること。

#### (6) 再委託の原則禁止

本業務については原則、再委託を認めない。ただし、磁気データ等の運搬に関わる業務については、この限りではない。この場合、再委託先の商号又は名称、再委託する業務の内容、再委託先の選定理由、その他本市が必要とする事項を、書面をもって本市に届け出て、あらかじめ本市の承諾を得なければならない。

### 7 集配要員一覧の提出

本市への集配を行う要員について、顔写真付きの一覧を1部本市に提出すること。

### 8 暴力団等の排除について

#### (1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

① 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

② これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

#### (2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

#### (3) 誓約書の提出について

① 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

② 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

③ 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

#### (4) 不当介入に対する措置

① 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

② 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

③ 本市は、受注者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条

例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

- ④ 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が①に定める報告及び届け出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

## 9 その他

- (1) 本案件は単価契約であり、状況に応じて集配拠点やケースの数に増減があることを予め了承すること。
- (2) 業務完了時には、全ての集配時における保管庫の授受が確認できる書類の写しを提出すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、本市及び受注者双方協議し、決定する。

以上

【 令和8年度 】

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

基本的に毎週水曜日に集配。

火曜日の朝確認時に媒体を電算機室から戸籍住民課へ  
木曜日の朝確認時に媒体を戸籍住民課から電算機室へ